

健康診断におけるプライバシーへの配慮について

学校では、学校保健安全法に基づき、毎年健康診断を実施しています。健康診断は疾病等の疑いの早期発見や、学校生活を送るにあたり、健康状態が良好であるかを把握する目的があります。

検査項目により、正確に診断するため、脱衣等が必要になることもあります。抵抗を感じるお子様もいると思いますが、検査を確実に実施するため、学校医と相談し、個人のプライバシーへ配慮しながら検査を進めていきますので、ご理解いただき、お子様の不安が少なくなるようご支援ください。また、個別の配慮が必要な場合は事前にご相談ください。

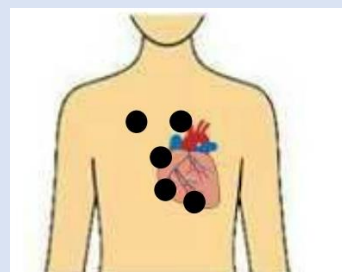
内科検診（全学年）

◆保健調査票の情報をもとに、以下の項目について視診・聴診を行います。必要に応じて触診する場合があります。

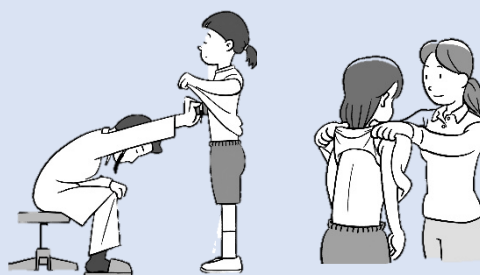
- ① 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ② 皮膚疾患の有無
- ③ 心臓の疾病及び異常の有無

◆衣服（下着着用可）を着用したまま、衣服の中に聴診器を入れて行います（医師の手が体にぶつかる場合があります）。また、本人が衣服の裾や下着を浮かせるように持ち上げます（背中の聴診時、場合によっては胸部の聴診時も養護教諭が補助をします）。

◆男女別に並び、同性間でもプライバシーに配慮して衝立の中で行います。



聴診器を当てる場所の例



心電図検査（1年生・昨年未済者）

◆男女別に行います。

◆体育着は着用したまま実施しますが、心電図機器をつけるために技師がシャツを持ち上げます。

モアレ検査（6年のみ・秋実施）

◆脊柱側弯症の疑いを調べます。

◆男女別に行います。

◆保健室内に設置した個室の中で上半身裸、ズボンを少し下げて行います。個室には女性技師2名と本人のみ入ります。

◆撮影姿勢を整えるため、技師が体に触れる場合があります。